

ナイトタイムコンテンツ特集ページ 掲載基準

1. 目的

本基準は、浜松市が運営する「ナイトタイムコンテンツ特集ページ」（以下「特集ページ」という。）に掲載する事業者、店舗・施設、イベント及び体験等について、掲載の対象及び基準を定めることを目的とする。

特集ページでは、浜松市を訪れる観光客等に対し、夜間ならではの魅力を有する飲食、観光、文化、体験、イベント等の情報を発信することで、滞在型観光の推進、観光客の夜間の滞在時間の延長及び、観光消費の拡大を図るものとする。

2. ナイトタイムコンテンツの定義

本基準における「ナイトタイムコンテンツ」とは、概ね午後6時から翌午前6時までの時間帯に提供される、滞在型観光の推進を目的としたコンテンツをいう。

3. 掲載対象

特集ページには、次のいずれかに該当し、かつ、本基準に定める掲載基準を満たすものを掲載する。

- (1) 浜松市内に所在する店舗・施設等
 - (2) 浜松市内で実施されるイベント
 - (3) 浜松市内で提供される観光・体験型コンテンツ
 - (4) その他、ナイトタイムにおける観光客の滞在時間の延長、回遊促進又は観光消費の拡大に資すると市が認めるもの
-

4. 掲載対象の基本要件（共通基準）

掲載対象は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 浜松市内に所在する店舗・施設、または浜松市内で実施されるイベント・体験等であること。

- (2) 概ね午後6時から翌午前6時までの時間帯に営業、開催又は提供されるものであり、夜間ならではの魅力を有すること。
 - (3) 市内外からの観光誘客、観光客の滞在時間の延長、夜間の回遊又は観光消費の拡大につながる事が期待できること。
 - (4) 利用者の安全確保に必要な措置が講じられていること。
 - (5) 掲載に必要な情報及び写真等を提供できること。
 - (6) 外国人観光客の受入れに関する情報提供や対応に努めていることが望ましい。なお、多言語対応、キャッシュレス決済等の対応状況については、掲載情報として可能な範囲で紹介するものとする。
-

5. 業種・コンテンツ別の個別基準

(1) 飲食店（居酒屋、バー、カフェ等）

次の各号に該当するものを対象とする。

- ア 飲食物の提供を主たる営業内容としていること。
- イ 料金体系、チャージ料、サービス料、深夜料金等の利用料金が明確であること。
- ウ 深夜に酒類を提供する場合など、関係法令に基づき必要な許可・届出等を適切に行っていること。
- エ 夜間の食事、酒、スイーツ等、夜間ならではの魅力や特色を有すること。
- オ 浜松ならではの食、地酒、地域資源等を活用しているなど、観光客に紹介する意義が認められることが望ましい。

(2) ナイトイベント・伝統芸能・エンターテインメント等

次の各号に該当するものを対象とする。

- ア 主催者及び問い合わせ先が明確であること。
- イ 開催日時、会場、料金、参加方法等の情報が明確であること。
- ウ 必要な許可・届出等を適切に行っていること。
- エ 来場者の安全確保、会場周辺の騒音、交通、ゴミ等について、必要な対策が講じられていること。
- オ クラブイベント等、関係法令の適用を受ける営業については、必要な許可・届出等を適切に行っていること。

(3) 観光施設・体験型コンテンツ（夜間開館、ナイトツアー等）

次の各号に該当するものを対象とする。

- ア 実施主体及び問い合わせ先が明確であること。
- イ 実施日時、場所、料金、予約方法等の情報が明確であること。
- ウ 必要な許可・届出等を適切に行っていること。
- エ 夜間の実施に伴う安全確保について、必要な措置が講じられていること。

オ 夜間ならではの観光資源、地域文化、自然、歴史、産業等を活用した魅力を有すること。

6. 掲載しないもの

次の各号のいずれかに該当するものは、原則として掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの、または必要な許可・届出等が適切に行われていないもの。
- (2) 公序良俗に反するもの。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で、風俗営業と規定される業種。
- (4) 風俗営業類似の業種。
- (5) ギャンブルにかかるもの。
- (6) 浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81条）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有するもの。
- (7) 利用者に対する不当な料金請求、著しい誤認を招く表示その他、観光客の利用に適さないと認められるもの。
- (8) 利用者の安全確保又は市の観光情報としての信頼性に重大な懸念があると認められるもの。
- (9) その他、特集ページの趣旨に照らし、市が掲載することが適当でないと認めるもの。

【飲食店等の取扱い】

業態の名称のみをもって掲載の可否を判断するものではなく、営業形態、提供するサービス、関係法令の遵守状況、料金体系、観光客への情報発信としての適切性等を総合的に勘案し、掲載の可否を判断する。

ただし、性的サービスの提供を主たる目的とする店舗その他前項各号に該当するものについては、掲載しない。

7. 掲載の決定

掲載の可否については、本基準に基づき、市が必要な確認を行った上で決定する。

なお、本基準に定めのない事項については、浜松市のナイトタイムエコノミー施策の趣旨及び特集ページの目的を踏まえ、市が総合的に判断する。

8. 掲載方法及び情報管理

- (1) 掲載は、事業者等からの申請・情報提供を基本とする。ただし、市が独自に情報収集した場合等についても、掲載に当たっては原則として事業者等の同意を得るものとする。

- (2) 掲載事業者等は、営業時間、料金、開催日時、サービス内容、予約方法等の掲載情報に変更が生じた場合、速やかに市へ連絡するものとする。市は内容を確認の上、必要に応じて掲載情報を更新するものとする。
 - (3) 掲載事業者等から提供された情報については、原則として当該事業者等の責任において内容の正確性を確保するものとする。
-

9. 掲載の変更・取消し

市は、次のいずれかに該当する場合、掲載事業者等に確認の上、掲載内容の修正、掲載の一時停止又は掲載の取消しを行うことができる。

- (1) 掲載基準を満たさなくなった場合。
- (2) 掲載内容に重大な誤りがあることが判明した場合。
- (3) 営業・開催等が終了又は休止した場合。
- (4) 法令違反その他、掲載の継続が適当でない事実が確認された場合。
- (5) 利用者の安全確保又は市の観光情報としての信頼性に重大な影響を及ぼす事実が確認された場合。
- (6) その他、市が掲載を継続することが適当でないと認める場合。

ただし、利用者の安全確保等のため緊急性が高いと認められる場合は、事業者等への確認前に掲載を一時停止又は削除することができる。

10. 免責事項

特集ページに掲載する情報は、掲載時点における情報であり、営業時間、料金、開催日時、サービス内容等が変更される場合がある。

利用に当たっては、利用者自身が最新の情報を確認するものとし、掲載情報の利用により生じた損害等について、市はその責任を負わないものとする。